

平成24年(ワ)第133号 弁護士報酬請求事件

原 告 小橋川 共男 外130名

被 告 沖 繩 市

平成24年(ワ)第132号 弁護士報酬請求事件

原 告 小橋川 共男 外255名

被 告 沖 繩 県

第2準備書面

平成24年7月2日

那霸地方裁判所民事第2部合議係 御中

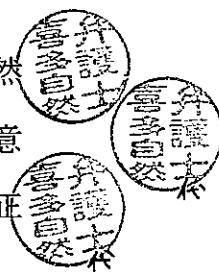
原告ら訴訟代理人弁護士

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

原田 彰好
籠橋 隆明
長谷川鉄治
白川 秀之
間宮 静香
栗山 知
鍋口 崇
堀 雅博
御子柴 慎
横江 崇
日高洋一郎
齋藤 祐介



同 喜多 自然
原告ら訴訟復代理人弁護士 松本 徹意
同 吉浦 勝正



第1 被告適格について

1 本件訴訟の被告は、「沖縄市」及び「沖縄県」である。

(1) 原告らは、地方自治法242条の2第12項に基づいて弁護士報酬金を請求する旨を訴状に明記した上で本件訴訟を提起した。その際、下記のとおり、「地方公共団体」に対する請求であることも明記している。

「地方自治法は242条の2第12項は、住民訴訟を提起した者が勝訴した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対して、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払いを請求することができると規定している。」（訴状第2第1項、ただし下線は引用に当たって追加。）

「地方自治法242条の2第12項は、地方公共団体が支払うべき弁護士報酬は、「相当と認められる金額」と定めている。」（訴状第3第2項、ただし下線は引用に当たって追加。）

「よって、原告は、被告に対し、地方自治法242条の2第12項に基づく弁護士報酬金の一部として、・・・の支払いを求める。」（訴状第5、ただし下線は引用に当たって追加。）

(2) これに対して被告らは、被告適格を問題にすることなく請求の趣旨に答弁をし、具体的な反論を記載した答弁書を提出した。答弁書は、本件が地方自治法242条の2第12項に基づく弁護士報酬請求事件であることを前提として、具体的な反論をするものとなっている。

ア 被告沖縄県は、答弁書において、本件が地方自治法242条の2第12項に基づく弁護士報酬請求事件であるとの原告らの主張に対して、以下の

ように認否している。

「原告らが被告に対し地方自治法242条の2第12項に基づいて弁護士報酬金を請求していることは認め」（答弁書第2第1項（1））

イ 被告沖縄市は、答弁書において、本件が地方自治法242条の2第12項に基づく弁護士報酬請求事件であるとの原告らの主張に対して、以下のように認否している。

「1項は認める。」（答弁書第2第2項（1））

（3）被告らは、平成24年4月27日付けの準備書面を提出するまで、被告適格を問題にすることなく、訴訟活動を行ってきた。これは、訴状の内容を実質的に見れば本件訴訟の被告は沖縄市及び沖縄県であることが明らかであり、被告もそれを前提にしていたからに他ならない。

そもそも、被告の特定は、当事者目録の表示のみで決まるものではなく、訴状の記載全体から実質的に判断されるものであるところ、訴状の記載内容からすれば、原告らが被告と特定したのが沖縄県及び沖縄市であることは明らかである。

（4）訴状の当事者目録には、被告の表示として、「沖縄県知事 仲井眞弘多」「沖縄市市長 東門美津子」と記載されている。地方自治体の場合、地方法共団体名と長の氏名を記載することで当事者が特定されるが、上記のような記載により、十分な特定がなされている

もっとも沖縄県を被告として表示する場合、「被告 沖縄県 同県知事 仲井眞弘多」と表示する場合もあるが、必ずそのように表示しなければならないというものではなく、上記のような記載が排除されるものではない。

当事者の特定は、裁判所及び訴状を受領した者が被告として特定した者が誰かが分かればよいのである。本件においては被告らも、本件訴訟の被告が沖縄県及び沖縄市であることが容易に判明したことから応訴したのであり、上記のような記載でも何ら問題はない。

2 したがって、本件訴訟の被告は沖縄県及び沖縄市と特定されておりこのまま本案について審理を進めるべきであると思料する。仮に原告らにより何らかの対処が必要になるとしても、表示の訂正で足りるはずである。

第2 原告らが報酬支払義務を負っていること

1 本件住民訴訟の原告ら（その集団を「原告団」という。）は、本件住民訴訟の受任弁護士（その集団を「弁護団」という。）に対して、本件住民訴訟に先立ち、沖縄県及び沖縄市に対する各住民監査請求の提出のころ、本件住民訴訟及びその前置手続である各住民監査請求について、受任弁護士らに委任した。

2 このころ、原告団と弁護団は、訴訟に関する費用について、下記の内容について、口頭で合意した。

①弁護団の受任範囲 第1次訴訟（提訴から判決確定まで）及び各住民監査請求に関して必要な一切の行為

②弁護士報酬第1次訴訟の勝訴判決（一部勝訴も含む）が確定した際には、報酬金として、（旧）日本弁護士連合会報酬等基準に従い、相当額を支払う。ただし、同報酬金の支払いは、第1次訴訟の各被告に対する地方自治法上の弁護士報酬の支払請求をすることにより、報酬金の原資を用意する。

③第1次訴訟に要する実費等の費用原告団は、第1次訴訟追行に要する実費（印紙・郵券、旅費・宿泊費等の実費）として、毎年50万円を弁護団に支払うよう努める。

3 以上のとおり、原告団と弁護団では報酬の支払いについて合意が存在するから、本件訴訟の原告らは、本件住民訴訟の受任弁護士らに対して、報酬金の支払い義務を負う。

なお、上記の合意は、必ずしも委任契約書等の書面によらなければならぬものではなく、口頭での合意も有効である。（弁論の全趣旨から合意の存在を認定した大阪地裁平成6年6月28日判決（判例タイムズ893号142頁）、住民訴訟の原告とその訴訟代理人弁護士との間で弁護士報酬について具体的に

どのような報酬の合意がされたかは不明であり、その主張・立証がなされていないとの主張を退け、「訴訟代理人弁護士が元々默示の合意又は事実たる慣習を根拠として報酬を請求することができること」などを理由に報酬の合意を認定した東京高裁平成23年11月17日判決など参照。

また、報酬に関する合意は、かならずしも具体的な金額を合意しなければならないというわけではなく、一定の報酬規程に基づいて算出される相当額を報酬金とする合意も有効である（大阪地裁平成16年4月22日判決（判例タイムス1166号155頁）。

以上